

# この勤務が待機状態なの！？

予備勤務について

[Aさんの勤務]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
50	—	30	—	特	公	14	17	10	D	特	公	18	11	40
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
—	特	公	19	1	34	—	特	55	—	17	10	特	公	52

[Bさんの勤務]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
15	34	—	特	公	301	11	17	特	36	—	公	301	19	12
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
302	特	公	34	—	15	特	303	25	7	特	公	13	21	4

\*上段 日付、下段 勤務

Q・AさんとBさんのどちらが予備月でしょうか？ みなさんは区別が出来ますか？

A・二人とも予備月ですよ！

\*労働基準法施行規則 26 条の趣旨には、「不測の事態に即座に対応できる者」と位置図けられています。上記の勤務実態では不測の事態に対応できるとは言えないのではないのでしょうか？

会社の回答では、「交番勤務と予備について交番勤務以外の勤務は予備の扱い（40 条）で取り扱う」と回答しています。

40 条予備の扱いについて、私たちは厳格に扱うように要求してきました。

40 条予備とはどういうものなのでしょう。公衆の不便を避けるために必要最低限度として労働時間の弾力的運用（施行規則 26 条）休憩時間の特例（施行規則 32 条）が認められているにすぎません。40 条予備の運用については、常時待機状態にあり不測の事態に対応するためにあるものであり、年休要員や臨時行路（改札行路含む）に乗務するための勤務とは根本的に違いがあるといえます。しかし、会社は終始一貫して 40 条予備としています。

勤務指定では、要員不足が日常化し予備の殆んどが、行路指定されている今日の実態では不測の事態に対応する予備とはいえませんので、乗務員勤務は、「32 条の 2 の扱いを交番・予備とも同じ扱いとすること」を要求しています。

40 条の予備を適応するのであれば乗務を前提としない待機予備の要員を設けなければなりません。

